

令和8年度大和1号緑地ほか除草等業務委託

特記仕様書

第1章 目的・適用

1. 高槻市都市創造部公園課（以下「公園課」という。）が発注する『令和8年度大和1号緑地ほか除草等業務委託』に係る契約書等の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。発注者と受注者は各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行し、公園・緑地を管理することにより、美しい都市景観、緑の潤いある生活環境を維持することを目的とする。
2. 本特記仕様書は、本業務委託に係る特記事項を定めたものである。

第2章 業務委託の範囲

業務場所	機械除草(m ²) (a) 平地部 (b) 法面部	低木刈込 (m ²)	実施月
大和1号緑地	(b) 400		10月
大和2号緑地	(a) 500 (b) 484		10月
大和3号緑地	(a) 500 (b) 150		10月
大和4号緑地	(a) 550 (b) 1,200		10月
大和5号緑地	(a) 84 (b) 85		10月
大和6号緑地	(a) 250 (b) 1,315		10月
大和7号緑地	(a) 125 (b) 125		10月
大和北公園	(a) 300 (b) 200	200	10月
大和西公園	(a) 500	10	10月
塚原3号緑地	(b) 500		10月
摂津峡公園 (入口斜面一部)	(b) 1,855	843	1月
摂津峡公園 (外周道路沿)	(b) 2,750	1,264	1月
摂津峡公園(芥川法面： 河鹿橋～山水館電光板)	(b) 2,030		1月

奈佐原2号緑道	(a) 578	323	9月
新奈佐原緑道	(a) 1,160 (b) 668	1,488	6月下旬
上土室2号緑道	(a) 547	353	10月
上土室三丁目 かとれあ児童遊園	(a) 20 (b) 20	75	8月
土室川分水路	(a) 1,050	580	8月
合計	(a) 6,164 (b) 11,782	5,136	

第3章 履行時期及び個々の履行期間

1. 履行時期

- (1) 除草及び低木刈込は上記業務委託を確認し、実施月通りに履行すること。
- (2) 監督職員（以下「職員」という。）より履行箇所、履行内容等の指示事項を確認のうえ、履行すること。
- (3) 公園等の位置に関する参考資料等が必要な場合は、公園課よりその資料を貸与するのでその旨申し出ること。また貸与された資料は業務完了時に返却すること。
- (4) 必要に応じて担当職員と立ち会いを実施し、履行箇所、履行期間、履行内容等について確認すること。

2. 履行期間

個々の履行期間について、職員より別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。

第4章 施工

1. 低木刈込

- (1) 寄せ植えのものは、全体のバランスに注意すること。刈込は地表面からの樹高を、基本0.8m程度で仕上げる。側面についても不整合にならないように切り揃えること。また、その他樹種の刈込高さについては、公園等によって樹高が異なるため、担当職員の指示による。
- (2) 単木的に植えられているものについては、密生している枝を透かし、下枝等の枯枝を取り除いてから刈り込むこと。

2. 機械除草

- (1) 委託契約区域内に繁茂する雑草を機械除草し、低木密植部や樹木及び構造物の周囲については人力での抜取りや補助刈りで行うこと。
- (2) 除草範囲にあるゴミ（空き缶等）の除去や、側溝の落葉等の除去、転石等の作業に支障となる物の除去も含むこと。可燃ごみについては、草等と一緒に処分すること。
- (3) 除草は少なくとも地際2cm付近で切り取る。
- (4) 機械除草の際は、草刈り機の刃で樹木等を損傷しないように注意すること。
- (5) 刈残しが無い様に施工を行うこと。
- (6) 近隣住民による植栽の取扱いに注意すること。判断が難しい場合は、刈り取らずに職員に相談し、その指示に従うこと。

3. 安全管理

- (1) 作業中は、作業範囲をバリケード等で囲うなど、公園等の出入口を閉鎖し、公園等利用者や第三者が、立ち入らないようにすること。
- (2) 作業中は、道路使用許可証を常時携行し、道路使用許可証に記載された、交通誘導警備員の配置及び安全施設の設置条件等を遵守し、利用者、歩行者、交通、民家等の安全を十分考慮すること。なお、第三者に損害をおよぼした場合は、受託者の負担において速やかに賠償するとともに、職員に報告すること。
- (3) 労働安全衛生法令上、資格等を必要とする業務については、安全衛生法による、安全衛生教育修了証、特別教育修了証等、資格証等の写しを、職員に提出すること。(例、刈払機取り扱い作業、伐木(チェーンソー)安衛則第36条8・2の補講。)
- (4) 電線の近くで作業を行う場合は、電力会社等と作業計画の事前打ち合わせを行い、感電事故防止及び電線等の損傷事故防止に努めること。
- (5) 住宅地や駐車場等に隣接する箇所については、飛び石の飛散養生を確実にすること。

4. その他共通事項

- (1) 作業を開始した場合は、中断せず速やかに業務を終了させるよう努力すること。
- (2) 作業後の枝葉や草等については、その場に放置せず、速やかに搬出すること。また、可能な限り周辺のごみについても回収すること。
- (3) 処分費は契約金額に含まれている。エネルギーセンターに搬入する場合、搬入寸法等については、エネルギーセンターの仕様に従うこと。
- (4) 作業時に近隣住民から苦情等があった場合は、速やかに誠意をもって対応するとともに、職員に報告し、その指示に従うこと。また、後日、苦情内容等を記載した報告書を提出すること。

第5章 報告書類等

1. 写真

- (1) A4版写真用紙で統一すること。
- (2) 作業前、作業中、作業後を同一方向から撮影し、同一紙面に整理すること。また、必要に応じて複数方向からの撮影もすること。
- (3) 運搬・搬入状況・作業後の枝葉等の撮影もすること。
- (4) 委託看板、安全施設等も撮影すること。
- (5) 黒板には公園名等、内容等必要事項を記載すること。

2. 出来形

- (1) 基本A4版用紙で統一すること。やむをえない場合は一部A3版も可とする。
- (2) 除草、刈込は実刈範囲の丈量図及び面積集計表等を作成すること。(刈込は刈込後の面積とする。)

3. その他

- (1) 処分場での計量伝票を、公園等ごとに整理し、提出すること。
- (2) 請求書、履行内訳書、引渡書、履行報告書及び上記書類をまとめて提出すること。

第6章 その他

1. 大和1号緑地、大和5号緑地の除草等については、隣接する個人宅の敷地を通行するため、事前に承諾を得ること。また、通行する際は、個人宅所有物に損傷等与えないよう、十分に注意をすること。施工方法については職員と協議し、指示を受けること。
2. 住民等から苦情・要望があった場合や、内容の調整の必要があると認められるときは、職員に速やかに連絡し、指示を受けること。

3. 作業時に知り得た情報等（倒木のおそれがある樹木、その他公園等施設に不具合がある場合等）については、速やかに職員に報告すること。
4. 業務委託にあたり、件名のわかる業務委託工事看板等の設置を行うこと。
5. 作業時は、市民等に誤解等を与えないよう、行動等に留意すること。
6. この特記仕様書に定めのない場合は、速やかに職員に連絡し、協議を行うこと。